

# 細胞株寄託同意書

\_\_\_\_\_（以下「寄託者」という。）と東京科学大学 総合研究院 難治疾患研究所 バイオリソース支援室（以下「受託者」という。）とは、次の事項に同意する。

1. 受託者は、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及びその実用化の発展のため、研究資源（バイオリソース）の寄託を受け、これを収集・維持・保存・増殖ならびに研究者に対する提供を行っている。本同意書は、寄託者が受託者にリソース（名：\_\_\_\_\_、以下「本リソース」という。）を寄託するにあたっての相互の合意事項を定めるものである。

（ \_\_\_\_\_ 細胞名 \_\_\_\_\_ は、受託者が記入する。）

2. 寄託者は、本リソースを無償で受託者に寄託する。この寄託により、本リソースについての所有権及び知的財産権等の権利が受託者へ移転するものではない。受託者は、前項記載の目的のため、本リソースについて、維持、保存、増殖の上、提供を行うものとする。

3. 寄託者は、本リソースに関し、本同意書の条件に従って受託者に寄託する権限を有し、法律上あるいは契約上なんら禁止ないし制限を受けていないことを確認する。

4. 寄託者は、本リソースの寄託にあたって、正確な情報を申告書に記載した上、関係書類を添付するものとする。

5. 受託者は、本リソースを寄託者が定める次の条件下で提供を希望する者（以下「利用者」という。）へ分譲する。  
（該当する条項の□をしとする。）

条件を付加しない。（本リソース使用の結果得られた成果にかかる権利についてなんら主張をしない。）

条件を付加する。（受託者は、付加された寄託条件を保存細胞リスト及びホームページに提供条件として掲載する。）

※条件を付加する場合

利用者は、研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。

利用者は、研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。

利用者は、下記に定める寄託条件の範囲で利用する。この場合、利用者は事前に寄託者の分譲承諾書を得る。

---

「注：利用許諾の条件、利用者に提供され利用の結果得られた成果にかかる権利等についての取り扱い条件、利用者との共同研究の要否及びその条件（ただし、共著を必要とする場合は寄託後1年間・2年間に限定する。）等を記載。」

6. 寄託者は、本リソースの維持・保存・増殖段階でのやむを得ない事情による変質・滅失あるいは自然災害その他の不可抗力によるリソースの滅失・散逸などについて、受託者に対し責を問わない。
7. 受託者は、バイオリソース運営委員会、倫理委員会等の意見等を踏まえ、維持方針の変更が生じた場合は事前に寄託者に連絡のうえ、本リソースの維持・保存・提供の中止その他の処分をすることができる。
8. 本リソースは、関連する日本の法令及びガイドライン「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律：令和元年6月19日法律第39号」「実験動物の飼養及び保存並びに苦痛の軽減に関する基準：平成18年4月28日：環境省告示第88号」「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針：平成18年文部科学省告示第71号」「ヒトを対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針：令和3年3月23日告示、文部科学省・厚生労働省・経済産業省」等によって認められる範囲内の研究環境、実験条件、あるいは、国の法令等によって認められる範囲内で取り扱わなければならない。なお、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令等に従って寄託者及び受託者がその手続きをしなければならない。
9. 寄託者及び受託者は、本リソースの支援室への寄託をめぐる取扱の過程でのみ知り得た情報等について、相手方の同意なく第三者に漏らさないものとする。
10. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により同意書2通を作成し、寄託者、受託者それぞれ1通を所持する。

年 月 日

寄託者 東京科学大学

分野名：

氏名：

印

分野長：

印

受託者 東京科学大学 総合研究院 難治疾患研究所

大学院教育研究支援実験施設バイオリソース支援室

運営委員長 高地 雄太

印